

① 件名
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p><b>【背景】</b>                  児童福祉法の規定により、厚生労働大臣が定める基準に従い、又は参酌し、市町村が家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めることとされている。                  厚生労働大臣が定める基準である「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が引用する「建築基準法施行令」第123条第3項が改正されることに伴い、市が条例で定めている基準についても、改正が必要となった。</p> <p><b>【目的】</b>                  建築基準法施行令の改正については、特別避難階段の構造等に関する規制の合理化を目的とするものである。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p><b>【根拠法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法（昭和22年法律第164号）</li> <li>・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）</li> <li>・石巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年石巻市条例第37号）</li> <li>・建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）</li> </ul> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b>                  総合計画 第4章 安心して健やかに暮らせるまち                      第3節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する                          1 子育てを支援する環境を整備する                  子ども・子育て支援事業計画 第1章 教育・保育施設の充実</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成28年2月19日公布 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」 （施行日：平成28年6月1日）

⑤ 主な内容
<p>建築基準法施行令第123条第3項の改正に伴い、4階以上の階に保育室がある小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における特別避難階段（屋内階段）の構造に関する取扱いが、次のように変わる。</p> <p>変更前：屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて、連絡すること。</p> <p>変更後：屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室又は付室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。）を通じて連絡すること。</p> <p>また、上記のほか、条文整理を行うものとする。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>4階以上の階に保育室がある小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における特別避難階段の構造等に関する規制の合理化が図られる。</p> <p>※本市では該当なし</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<p>市町村が基準を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い、又は参酌し、条例で定めるものとされていることから、今後、各自治体で同様の対応が予定される。</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>平成28年 6月 市議会第2回定例会「石巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を提案、公布の日から施行する。</p>
⑨その他